

令和 5 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 13 |

令和 5 年 1 2 月 1 3 日 (水曜日)

建設環境委員会会議録

君

令和5年12月13日 水曜日

午前10時00分開議

午前11時03分開議（実時間55分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第103号・令和5年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第104号・令和5年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第109号・令和5年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号
1. 議案第123号・八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
1. 議案第120号・八代市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
1. 議案第121号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 橋本幸一君
副委員長 友枝和也君
委員 田方芳信君
委員 橋本貴喜君
委員 堀徹男君
委員 山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長 嶋田和博君
市民環境部次長 岩崎伸一君
建設部長 西竜一君
建設部総括審議員兼次長 野間卓志君
下水道総務課長 山本康博君
下水道総務課主幹兼経営係長 園田哲次君
土木課長 福浦亮二君
理事兼住宅課長 早木浩二君

○記録担当書記

村上政資君

（午前10時00分 開会）

○委員長（橋本幸一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨並びに企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関連する予算、事件、条例案等につきましては特別委員会に付託となりますので、御承知おき願います。

◎議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）

○委員長（橋本幸一君） 最初に予算議案の審査に入ります。

まず、議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第4款・衛生費について、市民環境部から説明願います。

○市民環境部長（嶋田和博君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の嶋田でございます。

早速なのですが、議案第99号中、第4款・衛生費の市民環境部分につきまして、岩崎次長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○市民環境部次長（岩崎伸一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の岩崎と申します。どうぞよろしくお願いたします。

大変失礼ながら、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○市民環境部次長（岩崎伸一君） それでは、議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号のうち、衛生費の市民環境部所管分について説明いたします。

議案書と別に配付しております資料、右肩に、議案第99号・第103号～104号・第109号関係資料と記載されている資料を使って説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、一部を除き、そのほとんどが人事院勧告に伴う給与改定分の補正と、人事異動等に伴う増減分の補正を行うものでございます。

給与改定につきましては、給料及び期末勤勉手当ともに2年連続の引上げの実施となっております。

まず、給料表につきましては、水準を平均1.1%引き上げるものでございます。これは、若年層を重点に置いた引上げ改定となっており、この改定による引上げ対象者は、全会計で一般職1170名、会計年度任用職員643名となっております。

次に、一般職の期末勤勉手当につきましては、年間支給月数を4.40月から4.50月へと0.10月引き上げるものでございます。

そのほか、給与改定以外の補正の主な要因といたしましては、人事異動等に伴う給料、諸手当の増減による影響分、育児休業及び退職等に

よる影響分、共済組合負担金率改定の影響による分でございます。

当初予算にて人件費を計上するときは、当初予算編成時点の職員を基に積算しており、翌年4月1日の人事異動に伴う職員配置の変更により、給料の高い職員と低い職員とが入れ替わることなどがありますので、毎年度12月に人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

それでは、予算書の24ページをお願いいたします。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目4・狂犬病予防対策費では、会計年度任用職員一人分の補正により21万9000円を増額補正しております。これは、給与改定の影響によるものでございます。

次に、款4・衛生費、項2・生活環境費、目1・生活環境総務費では、建設部及び坂本、鏡、泉の各支所地域振興課所管分もございしますが、衛生費に含まれておりますので、併せて説明させていただきます。

この補正は、主に当初予算編成時からの人事異動等による影響で504万4000円の減額となった職員29人分の補正と、八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計への繰出金による28万2000円の増額分を合わせまして、476万2000円を減額補正しております。

続きまして、目2・環境保全対策費では、会計年度任用職員一人分の補正により4万5000円を増額補正しております。これは、給与改定の影響によるものでございます。

それでは、次のページ、25ページをお開き願います。

款4・衛生費、項2・生活環境費、目4・環境衛生費では、会計年度任用職員一人分の補正により14万4000円を増額補正しております。これは、給与改定の影響によるものでございます。

続きまして、目5・塵芥処理費では、職員9

人分と会計年度任用職員3人分の補正により、434万4000円を増額補正しております。これは、職員1名の増員と人事異動、給与改定及び共済組合負担金率改定の影響によるものでございます。

最後に、目6・し尿処理費では、職員4人分の補正により188万5000円を増額補正しております。これは、人事異動、給与改定及び共済組合負担金率改定の影響によるものでございます。

以上で、衛生費中、市民環境部関係の補正内容の説明を終わります。御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で第4款・衛生費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時07分 小会）

（午前10時08分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、歳出の第7款・土木費及び第10款・災害復旧費について、建設部から説明願います。

○建設部長（西 竜一君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の西でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号の建設部所管分につきまして、野間総括審議員兼次長により説明いたさせますの

で、よろしくをお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の野間でございます。よろしくをお願いいたします。

では、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） それでは、議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算書・第8号をお願いいたします。

まず、人件費補正の概要につきましては、先ほど衛生費の冒頭で説明がありました。土木費についても同様でございますので、省略させていただきます。

予算書の28ページをお開きいただき、下の表を御覧ください。

款7・土木費、項1・土木管理費、目1・土木総務費は、職員5人分、会計年度任用職員一人分の補正として84万3000円を増額補正し、補正後の額は4479万3000円としております。

増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものでございます。

次に、目2・建築総務費は、職員36人分、会計年度任用職員4人分の補正として212万8000円を減額補正し、3億3712万1000円としております。

減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

続きまして、29ページ、上の表を御覧ください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目1・道路橋梁総務費は、職員24人分、会計年度任用職員一人分の補正として1151万5000円を増額補正し、2億475万3000円としております。

増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次に、目2・道路維持費は、会計年度任用職員一人分の補正として12万5000円を増額補正し、4億6942万8000円としております。

増額の理由としては、給与改定による影響でございます。

次に、目3・道路新設改良費は、職員25人分、会計年度任用職員一人分の補正として743万7000円を増額更正し、9億1809万6000円としております。

増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

続きまして、下の表を御覧ください。

款7・土木費、項4・港湾費、目2・港湾建設費は、職員二人分の補正として431万6000円を減額補正し、2億4823万9000円としております。

減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

続きまして、30ページの上の表を御覧ください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費は、職員14人分の補正として1207万7000円を増額補正し、16億1170万7000円としております。

増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次に、目2・街路事業費は、職員5人分の補正として210万円を減額補正し、2億2646万2000円としております。

減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次に、目3・都市下水路費は、職員一人分の補正として13万7000円を減額補正し、7376万3000円としております。

減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次に、目4・公園費は、職員5人分の補正と

して28万5000円を増額補正し、2億4228万円としております。

増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものでございます。

次に、目の5・区画整理費は、職員4人分の補正として165万1000円を減額補正し、1億5872万5000円としております。

減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

続きまして、下の表を御覧ください。

款7・土木費、項6・住宅費、目1・住宅管理費は、職員6人分、会計年度任用職員二人分の補正として57万4000円を増額補正し、2億5219万7000円としております。

増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものでございます。

36ページをお開きいただき、下の表を御覧ください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費は、補正額4030万円を増額補正し、9億2676万6000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が220万1000円、地方債が3800万円、一般財源9万9000円でございます。

補正額の内訳は、節14・工事請負費を4030万円増額するものでございます。

別冊の委員会資料、議案第99号建設部所管分の3ページを御覧ください。

この事業は、令和5年10月8日の雨により被災した坂本支所管内の市道柵ノ俣線の災害復旧工事になります。

右上の写真にありますように、路肩が約20メートル程度崩壊いたしました。その後、中段及び下段の写真に示すとおり、応急復旧工事を行い、地域の方が通行できるようにしております。

今回被災した箇所周辺では、令和2年発生

の災害復旧を進めており、早期に工事車両を通
りさせる必要があることから、工事請負費37
00万円を増額補正し、道路の復旧を行うもの
でございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

この事業は、令和5年6月29日から7月1
0日にかけての梅雨前線により被災した泉支所
管内の市道西の岩線の災害復旧工事になります。

下段の写真は、被災当時の状況になります。
国の災害査定により復旧が認められたことから、
約10メートルの区間の路肩崩壊を復旧し、地
域住民の通行の安全を確保するため、工事請負
費330万円を増額更正するものです。

以上、議案第99号・令和5年度八代市一般
会計補正予算・第8号のうち、本委員会に付託
されました建設部所管分についての説明を終わ
ります。御審議のほど、よろしくお願ひいたし
ます。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部
分について質疑を行います。質疑ありませんか。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、
以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願ひいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより
採決いたします。

議案第99号・令和5年度八代市一般会計補
正予算・第8号中、当委員会関係分について
は、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求
めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時17分 小会）

（午前10時18分 本会）

◎議案第103号・令和5年度八代市農業集落
排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第103号・令和5年度八代市農
業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第
1号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（山本康博君） 下水道総務
課、山本でございます。よろしくお願ひしま
す。

着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○下水道総務課長（山本康博君） 議案第10
3号・令和5年度八代市農業集落排水処理施設
事業特別会計補正予算・第1号について説明さ
せていただきます。

別冊の八代市農業集落排水処理施設事業特別
会計補正予算書・第1号をお願いします。

今回の補正内容は、給与改定等に伴う人件費
の補正となっております。

それでは、予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、それぞ
れ35万4000円を追加し、歳入歳出それぞ
れの総額を9026万7000円とするもので
ございます。

内容につきましては、5ページをお願ひいた
します。5ページの上段、歳入を御覧ください。

節の一般会計繰入金の35万4000円は、
今回の補正財源とするものでございます。

下段、歳出の節を御覧ください。

内訳としましては、給料1万1000円の減
額、職員手当等11万4000円、共済費25
万1000円でございます。

以上、議案第103号・令和5年度八代市農
業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第
1号についての説明を終わります。御審議のほ
ど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部

分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、これより採決いたします。

議案第103号・令和5年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第104号・令和5年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算・第1号

○委員長(橋本幸一君) 次に、議案第104号・令和5年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長(山本康博君) 下水道総務課、山本でございます。引き続きよろしく願いいたします。

着座にて、説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) どうぞ。

○下水道総務課長(山本康博君) 議案第104号・令和5年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算・第1号について説明させていただきます。

別冊の八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算書・第1号をお願いします。

今回の補正内容は、先ほど説明いたしました農業集落排水処理施設事業特別会計と同じく、給与改定等に伴う人件費の補正となっております。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、それぞれ28万2000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を5246万円とするものでございます。

内容につきましては、5ページをお願いいたします。5ページの上段、歳入を御覧ください。

節の一般会計繰入金の28万2000円は、今回の補正財源とするものでございます。

下段の歳出の節を御覧ください。

内容としましては、給料1万2000円、職員手当等15万8000円、共済費11万2000円でございます。

以上、議案第104号・令和5年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算・第1号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長(橋本幸一君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、これより採決いたします。

議案第104号・令和5年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第109号・令和5年度八代市下水道事

業会計補正予算・第2号

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第109号・令和5年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（山本康博君） 下水道総務課の山本でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて、説明をさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○下水道総務課長（山本康博君） 議案第109号・令和5年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号について説明いたします。

補正予算書・第2号をお願いします。

今回の補正内容は、先ほど一般会計のほうでも説明がございましたが、人件費の補正について、本年度の人事院勧告等に準じた給与改定や、人事異動等に伴う人件費の調整を行うほか、令和6年4月より業務を開始する必要があります契約案件についての債務負担行為の設定となっております。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量におきまして、主要な建設改良事業の管渠施設整備費で429万7000円を追加し、補正後の額を14億1331万円としております。

次に、第3条の収益的収入及び支出では、第1款・下水道事業費用、第1項の営業費用で194万円を減額し、補正後の下水道事業費用総額を31億8552万1000円としております。

2ページをお願いします。

第4条の資本的収入及び支出では、当初予算における第4条本文括弧書き中に記載しておりました資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及びその補填財源につきまして、今回の補正により変更となったものを改めますとともに、資本的支出の予定額としまして、第1

款・資本的支出、第1項の建設改良費に429万7000円を追加し、補正後の資本的支出総額を34億9965万6000円としております。

次に、第5条の債務負担行為では、令和6年4月より業務を開始する必要があります契約案件について、予算執行の事前準備として、新年度前に事務処理を行えるように、3件の債務負担行為の設定を行うものです。

まず、1つ目の水処理センター水質分析業務委託は、期間を令和5年度から令和6年度、限度額を105万円としております。

内容としましては、水処理センターの水質分析を実施するもので、流入水に対して42項目、放流水に対して48項目、総窒素含有量などの検査を実施するものです。

2つ目の浄化槽汚泥処理施設水質分析業務委託は、期間を令和5年度から令和6年度、限度額を111万7000円としております。

内容としましては、浄化槽汚泥処理施設の水質分析を実施するもので、流入水・放流水に対して、それぞれ12項目、その他、脱水ケーキなどに対して9項目、総窒素含有量などの検査を実施するものです。

3つ目の公共樹設置工事経費は、期間を令和5年度から令和6年度、限度額を7260万円としております。

内容としましては、新築等により下水道へ接続する際に必要となります公共ますを設置するもので、八代・八代東部処理区で115か所、千丁処理区で15か所、鏡処理区で20か所、合計150か所設置予定としております。

3ページをお願いします。

第6条では、人件費の増額補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を1億9442万8000円に235万7000円を増額し、1億9678万5000円と改めるものです。

次に、第7条の利益剰余金の処分では、第4条の補填財源の変更に関連して金額を改めるものです。

次の5ページから11ページにつきましては、説明を割愛させていただきます。

12ページをお願いします。

収益的支出の補正予算明細書にて内訳を説明いたします。

支出のうち、款1・下水道事業費用、項1・営業費用、目3・水処理センター費では、職員数の6名に変動はございませんが、給与改定・人事異動等に伴う影響によるもので、節区分の給料を76万3000円、手当を55万4000円、法定福利費を47万円と、それぞれ増額し、178万7000円の補正をお願いします。

また、目5・総係費では、職員数の10名に変動はございませんが、給与改定・人事異動等に伴う影響によるもので、節区分の給料を274万4000円、手当を110万5000円それぞれ減額、法定福利費を12万2000円増額し、合わせて372万7000円の減額補正をお願いします。

次に、13ページをお願いします。

資本的支出について、内訳を説明いたします。

支出のうち、款1・資本的支出、項1・建設改良費、目1・管渠施設整備費では、職員数の12名に変動はございませんが、給与改定・人事異動等に伴う影響によるもので、節区分の給料を105万9000円、手当を216万6000円、法定福利費を107万2000円それぞれ増額し、合わせて429万7000円の補正をお願いします。

以降は、給与費の詳細な明細書及び債務負担行為調書でございます。今回は説明を省略させていただきます。

以上、議案第109号・令和5年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号の説明を終わ

ります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第109号・令和5年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第123号・八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第123号・八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（山本康博君） 下水道総務課、山本でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

着座にて、説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○下水道総務課長（山本康博君） 議案第123号・八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、説明いたします。

本件は、農業集落排水処理施設事業及び公共浄化槽等整備推進事業の地方公営企業会計移行に伴い必要となる条例の改正を行うものです。

別紙資料を御覧ください。

まず、1、法適用方針について説明いたします。

両事業は、東陽、泉地域で行っている汚水処理事業で、令和3年3月の本委員会において、地方公営企業会計に移行するための基本方針について説明を行い、令和6年4月1日からの地方公営企業法の適用に向けて準備を進めてまいりました。

次に、2の法適用の見直しについてです。

表の上の部分に吹き出しで表示しています、平成27年1月総務大臣通知等による要請では、表の下段の農業集落排水・浄化槽については、できる限り移行とされておりましたが、平成31年1月の通知により見直しが行われ、新たに、拡大集中取組期間として平成31年度から令和5年度を設定、図の新ロードマップと記載している箇所のとおり、この期間内に移行するよう要請されているところです。これを受け、本市としても、移行期限である令和6年4月1日に向け準備を進めてまいりました。

次に、3の関係条例の改正につきましては、農業集落排水処理施設事業及び公共浄化槽等整備推進事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、地方公営企業として両事業を下水道事業会計に統合するため、八代市下水道事業の設置等に関する条例には、それぞれの事業区域と施設の追加を行い、八代市特別会計条例から両事業名の削除を行います。

最後に、本条例の規定は、令和6年4月1日から適用します。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 本当によかったなという感じで、今、受け止めております。

農業集落排水処理施設事業、これについては

ですね、どうしても決算上は赤字で、繰入れをずうっとやっとなという状況であったわけですので、下水道事業も繰入れをしておりますけども、会計もですね。だけど、総務省がこのようなやっぱり移行をなささいという中で移行できること、これについては八代市としてはですね、私はよかったなという感じをしておりますので、これからもひとつ、移行時の手続等についてはですね、しっかり手続をしていただきたいと、そのように思います。

いかがですか、課長。

○委員長（橋本幸一君） 意見じゃないんですね、質問ですね。

○下水道総務課長（山本康博君） 今ですね、御意見いただきましたけども、ずっと各県下にもですね、この要請、伝わっていることであるとして、それぞれの市町村が進めているというところにありまして、本市でもですね、しっかりですね、企業会計にスムーズに移行できるように進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 1点だけ。地方の公営企業会計も以前一般質問したことあったんですけど、なかなか難しくてですね。今回の下水道事業会計と一緒にするというで生まれる会計上のメリットというのは、具体的な点はありますか。処理方法だったりとかということなんでしょうけど。

○下水道総務課主幹兼経営係長（園田哲次君） 経営係の園田です。

企業会計に移行して、今回、会計を統合するということでのメリットということだと思いますが、まず、企業会計に移行することでメリットといいますか、一般的に言われている部分は、財政的にですね、正確な、——例えば使用料対象経費ですとか、資産の状況はどうだったところが、分析が可能になるということ

で言われております。先ほど、下水道事業会計のほうの予算書、補正予算の中でも資本的収支と収益的収支といった二つの種類の予算があったと思います。そういった感じで一般会計にはない、特別会計にはない予算の分け方になりますので、その辺が詳しく分かるという点が一つと、あと、今回、会計を統合することでメリットというところできくと、まず、費用的な部分、例えば企業会計に移行しますので、会計システムが今までは全く別物になります。これが単体で移行した場合にはそれぞれの経費がかかってくる。今回、会計を統合することで既存のシステムを少し改修を加えるだけでできるというところで、システム改修経費だけでいきますと、5年間の総額になりますが、2会計だけで900万円ぐらいの効果が出てると、そういった部分がメリットかなと思います。

以上です。(委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ)

○委員長(橋本幸一君) ほかに。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、これより採決いたします。

議案第123号・八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。
(午前10時40分 小会)

(午前10時41分 本会)

◎議案第120号・八代市市道の構造の技術的

基準を定める条例の一部改正について

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、議案第120号・八代市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○土木課長(福浦亮二君) こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり)土木課の福浦でございます。よろしくお願いたします。

着座にて、説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長(橋本幸一君) どうぞ。

○土木課長(福浦亮二君) それでは、議案第120号・八代市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてを説明いたします。

本市では、市道を新設または改築する場合における道路の一般的な技術的基準につきまして、八代市市道の構造の技術的基準を定める条例で明文化しております。同条例を定めるに当たりましては、道路構造令第1条により、同政令の条文を参酌すべきであることから、今回、政令の改正に併せ、条例を改正するものでございます。道路構造令改正の背景といたしましては、過去10年間で、交通事故件数全体が約4割減少する中、自転車対歩行者の事故件数の減少率は1割にとどまり、歩行者・自転車・自動車適切に分離された自転車通行空間の整備が重要となり、道路構造令に新たに自転車通行帯として位置づけ、自転車通行空間の整備を加速することを目的としております。議案書の30ページをお開きください。議案書、中ほどの第8条の2については、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設置する自転車通行帯の設置基準や幅員等についての条文となります。関連する条文である、第4条、第6条、第10条、第11条、第31条及び第40条の改正も併せて行います。それぞれ改正の詳細につきましては、別にお配りしております資料の新旧対照表

を御参照ください。なお、自転車通行帯につきましては、国や県、周辺の市町とともに、令和4年11月に策定した自転車ネットワーク計画において、既存の自転車歩行者専用道路である八代緑の回廊線を含む観光拠点を結ぶルートを設定し、自転車利用の促進や観光開発を図るため、自転車の通行帯を示す矢羽根の表示、案内板の設置を行うこととしております。以上で、議案第120号・八代市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 1点だけ。条例が可決されたとして、この技術的基準に適合する路線に改良工事を行っていく等々が生まれてくるとすればですね、該当する路線で、大きな道で言ったとしてもどれぐらいあるんでしょうかね、八代市の。この条例を活用して整備していくというのは。

○土木課長（福浦亮二君） 一応、路線といたしましては、今回、ちょっと条例の改正するに当たりまして自転車ネットワーク計画を立ててまして、国、県、あと、氷川町と八代市、それとあと、芦北町、津奈木町、水俣市で整備計画をつくりまして、そこで自転車ネットワーク計画でルートをつくっております、その整備をするに当たりましてちょっと条例の改正をする。今のところはですね。整備をするということで、当面の間は現況の道路に対しまして外側線の内側にですね、自転車が通行する位置を示す表示、矢羽根といいまして、自転車マークと、あと、青い矢印のような矢羽根を表示しまして、そこが自転車が通るルートですよということで一応表示をする整備を行うことを目的としております。

その路線といたしましては、全ての市道に係るかと思えますけど、また、道路の幅員であったり、あと、交通状況とか、その辺をちょっと精査をする必要がありますので、ちょっと今のところで路線がどれくらいというのは、ちょっと路線数自体としてはちょっとお答えがちょっと難しいかと思えます。

以上です。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。ほかに。

○委員（山本幸廣君） 今、課長からの説明の中で、現行と、それから、改正、これは要望みたいな格好ですね、よろしいと思うんですけど、現行になかった自転車の通行帯を条例で改正をするということでもありますので、本当に遅しかなというふうな感じがするような状況での条例の改正なんですけども、その中で（1）の自動車及び自転車の交通量が多い道路ということで改正をされるわけですよ。これについては、多いところはほとんどの、八代市内が交通量の多いところばかりな感じがしてならないんですけども、特に学校周辺ですね。学校周辺についてはですね、この中にですね、含まれているのかいないか分からないんですけども、ぜひともそこら辺りは重点的にですね、私は、市としての考え方はですね、そこに重きを置いていただきたいというふうに思います。

改正については、本当にいい改正ができたなというふうに思っておりますので、条例については賛成いたしたいと思えます。

○委員長（橋本幸一君） 意見として。

○委員（山本幸廣君） 意見としてですね。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。あり

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、これより採決いたします。

議案第120号・八代市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午前10時49分 小会)

(午前10時49分 本会)

◎議案第121号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正について

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、議案第121号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼住宅課長(早木浩二君) 住宅課の早木でございます。議案第121号について御説明をいたします。

着座にて、説明させていただきたいんですが。

○委員長(橋本幸一君) どうぞ。

○理事兼住宅課長(早木浩二君) 失礼いたします。

議案第121号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正についてでございますが、議案書は33ページをお願いいたします。

まず、33ページの下段に記載してございます今回の一部改正の提案理由でございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV防止法の一部改正に伴い、市営住宅の資格審査において引用する条項の整理を行うに当たり、条例の改正が必要であるためにお願いをするものでございます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV防止法は、保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化を行うために、令和5年5月19日に一部改正をされました。これにより、八代市営住宅設置管理条例の条文にこの法律の条項を引用していることから、すなわち本条例の市営住宅の入居資格に関する部分の該当条項及び条文の追記をし、改正するものでございます。

次に、改正をお願いいたします内容でございますが、議案書34ページをお願いいたします。

本条例第6条第2項第8号イ、この部分は、市営住宅の入居資格を定めた規定でございますが、該当条項中に「第10条第1項」とある部分を「第10条第1項又は第10条の2」に改正をする。

また、「準用する」とある部分を「これらの規定を準用する」という文言に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日に施行することとしております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長(橋本幸一君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、これより採決いたします。

議案第121号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本

案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退出ください。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長(橋本幸一君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かございませんか。

○委員(山本幸廣君) 特別委員会ができたわけなんですよね、新八代駅周辺等々についても。都市計画も含めてのことですので、そこ辺りの区分けというんですか、そこ辺りも委員長と向こうの委員長とある程度打合せをしながらですね、当委員会でもある程度の現場の視察とか、管内視察とかですね、そういうのができるような体制はつくっていただきたいなど。特別委員会ができたから建設環境委員会は関係ないよということじゃなくしてからですね。よろしくお願ひしときます。

○委員長(橋本幸一君) 分かりました。それについては、しっかり線引きといたしますか、区分けし、説明すべきところがあればまた説明したいと思います。了解しました。

ほかに何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) ここで、私、委員長より委員の皆様にご報告いたします。

去る11月17日から20日までの4日間、基隆市との友好交流協定締結5周年を記念いたしまして、市長を団長とする市民使節団の一員として議長及び各常任委員長とともに基隆市を訪問してまいりました。

市民使節団は、市民48名を含む総勢61名で結成され、基隆市長を表敬訪問するとともに、使節団歓迎のための交流会が執り行われました。両市の市長が相互に挨拶を行い、今後も活発な交流を促進し、良好な関係を深めていくことを確認し合うことができた、とても有意義な交流となりました。

所感でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で交流がしばらく自粛されておりましたが、両市の良好な関係が継続しており、大変感銘を受けた次第であります。

皆様御承知のとおり、熊本県へのTSMC進出に伴い、台湾との距離もさらに近まり、交流も活発になることが予想されますことから、本市への多方面での波及効果が期待されております。今後も基隆市とのよりよい友好交流関係を継続・発展させ、台湾とのさらなる交流の促進につなげる必要性を実感した訪問であったことを申し上げ、私からの御報告とさせていただきます。

以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思っておりますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、
そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察について協
議のため、小会いたします。

（午前10時57分 小会）

（午前11時02分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

それでは、本委員会の派遣承認要求の件につ
いてお諮りいたします。

本委員会は、令和6年1月16日から18日
までの3日間、奈良県大和郡山市、滋賀県湖南
市、大阪府茨木市へ都市計画・建設工事に關
する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調
査のため、管外行政視察を行うこととし、議長
宛て派遣承認要求の手続を取らせていただき
たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、
そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたし
ました。

これをもって建設環境委員会を散会いたしま
す。

（午前11時03分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に
より署名する。

令和5年12月13日

建設環境委員会

委員長